

## 憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。ただし、客観訴訟の問題については論じなくてよい。(配点：40点)

### 【事実】

Y市は、市内のA町内会に、市が所有する土地(以下、「本件市有地」という)を無償で利用させていた。本件市有地上には、A町内会の施設のほか、片隅にB神社の鳥居や小規模の社殿などの神社施設(以下、「本件神社施設」という)がおかれていた。

B神社は法人格を持たず、組織などに関する規約もなく、神職も常駐していなかった。運営は、地域住民の話し合いで決められた総代および会計係により行われ、地域住民の大多数が納める維持運営費によって賄われていたが、B神社はA町内会とは別組織で別会計であった。B神社の例大祭などの恒例行事には、C神社から宮司が派遣され、神式に則って行事が行われていた。また初詣には地域住民の大多数が参詣し、春・秋の祭事には、地域住民のほとんどが参加し、諸行事は平穏に行われていた。

Y市が本件市有地を無償で利用させるに至った経緯は、次のようなものである。本件市有地はもともと、A町内会の前身であるD会が実質的に所有していたもので(形式的には地域住民らの名前で登記)、上記所有地は地域住民により利用されていた。明治25年、D会は上記所有地に五穀豊穰を祈願してB神社を創設した。その後、昭和10年に、D会はY市立病院の分院として診療所をつくってもらうために、上記所有地をY市に寄付し、片隅に神社の施設を移動した。それから約50年後の昭和60年に、交通が整備されたことや近くに私立病院ができたこともあり、診療所は閉鎖され、その建物は町内会の施設に改装され利用されていたが、片隅に移された本件神社施設はそのままであった。

E宗教の信者であり、Y市の住民であるXらは、Y市が本件市有地を本件神社施設の敷地として無償で利用させていることは政教分離原則に違反するとして、繰り返しY市に対し、本件神社施設の撤去を訴えた。

これを受けて、Y市が有識者を交えて検討した結果、政教分離原則違反のおそれがあるとの結論に至り、こうした状態を解消するために、本件市有地をA町内会に無償で譲渡した。これに対し、Xらは、本件市有地の無償譲渡は政教分離原則に違反するとして、住民訴訟を提起した。

民法
----

次の【事実】を読んで、後記の〔小問1〕から〔小問4〕までに答えなさい。

**【事実】**

9月10日にAはその所有するバイオリン甲をBに売却して代金10万円の支払を受けたが、甲はAがしばらく預かっておくことにした。ところが9月15日にAは、甲を自分のものと偽ってCを信じ込ませ、Cに売却して代金15万円の支払を受け、やはり甲はAがしばらく預かっておくことにした。

9月25日現在、Aは、BC双方から代金の支払を受けたにもかかわらず、甲を自宅に置いたままである。

〔小問1〕 (10点)

BがCに対して甲所有権取得を主張することができるか、論じなさい。

〔小問2〕 (20点)

CがBに対して甲所有権取得を主張することができるか、論じなさい。

〔小問3〕 (5点)

AB間の権利義務の変動をすべて論じなさい。

〔小問4〕 (5点)

AC間の権利義務の変動をすべて論じなさい。

## 刑法

次の【事実】における甲及び乙の罪責を論じなさい。ただし、特別法違反の点を除く。(配点：40点)

甲は、Aホテルの宴会等を担当するスタッフであったところ、有名な演歌歌手乙が自分の娘Cを無理矢理愛人にした上、Cが妊娠するやいなや関係を破棄し、そのためCが自殺してしまったことから、乙に復讐しようと考えていた。たまたま、乙のディナーショーがAホテルで催されることになり、甲は、これを乙殺害の絶好の機会と考えた。

乙が日頃から喉をいたわっていることから、宿泊するホテルの部屋、ディナーショーの控え室などすべてに加湿器の配備を要求してきたことに目をつけた甲は、乙が宿泊する部屋の加湿器の貯水タンクに高濃度の青酸ナトリウムの水溶液を蓄えた。これにより、乙が室内に入り加湿器のスイッチを入れることで青酸ナトリウムが部屋中に噴霧され、皮膚から体内へ吸収されることで乙が死亡することを企図したものであった。

ディナーショーが終了したあと、乙は、ホテルの部屋に戻った際に部屋が喉にとって良好な状態になっているようにするため、乙が就寝する部屋の加湿器のスイッチを入れるように付き人のBに命じた。Bは、すぐさま乙の宿泊する部屋へ向い、加湿器のスイッチを入れ、きちんと加湿されるかを確認していたところ、噴霧された青酸ナトリウムを吸入してしまい、ふらつきながら廊下に倒れてしまった。このような状況になったことを知らない甲は、乙の部屋の前で人が倒れているとの報告を受けたので、てっきり乙が倒れているものと思い、その様子を確認するために乙の部屋へ行ったところ、Bが倒れていたことに驚いた。

Bの近くには、乙もその様子を気遣っているふりをしながら立っていたが、乙は、実のところCのことでBから恐喝されており、その証拠となる写真等がBのスマートフォンに記録されていることを知っていた。状況から見てすでにBは、死亡しており、死亡事故となると、Bのスマートフォンが調べられるなどし

てCとの関係が公になるのではないかと心配になった乙は、BのスマートフォンをBの着用している上着の内ポケットから取り出して、自分のポケットへとこっそりと入れた。

周囲の者は、みんな、Bが死んでしまったものと思っていたが、実際には、Bは、仮死状態でまだ生きていた。すぐにホテルの通報により救急車が呼ばれ、救急搬送されることになった。しかし、到着した救急隊がBの生存を確認し、Bを救急搬送しようと受入先の病院を探したものの、ことごとく拒否されてたらい回しされてしまい、結局適切な治療を受けることなく1時間後に救急車内で死亡した。なお、のちに、すぐに救急搬送されていれば、Bは、適切な治療を受けることで救命されたことが判明している。